

## ANA JCBプリペイドカード会員特約

**第1条 (名称)** 本カードは、全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）と株式会社ジェーシーシー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでANA JCBプリペイドカード（以下「本カード」という。）と称します。

**第2条 (会員)** 本特約および別途JCBの定めるJCBプリペイドカード会員規約を承認のうえ入会を申し込み、ANAおよびJCB（以下「両社」という。）が認めた個人を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

**第3条 (付帯サービスのコース指定)** 1.会員は、本カードの付帯サービス（JCBプリペイドカード会員規約第4条第1項に定めるサービス）として、次の(1)と(2)のいずれかのコースにかかるサービスの提供を受けることができます。会員は、本カードの入会時にいずれかのコースを指定するものとします。なお、会員は、理由の如何を問わず、一度指定したコースを変更することはできません。(1)マイルコース (2)キャッシュバックコース 2.会員が前項においてマイルコースを指定した場合、JCBは、第4条その他JCBが公表するサービス内容に従い、会員のカード利用内容に応じて、会員に対してANAマイレージクラブのマイルを付与します。この場合、会員は両社からキャッシュバックコースにかかるサービスの提供を受けられません。 3.会員が第1項においてキャッシュバックコースを指定した場合、JCBは、JCBプリペイドカードキャッシュバック規定に従い、会員のカード利用内容に応じて、会員に対してキャッシュバックサービスを提供します。この場合、会員は両社からマイルコースにかかるサービスの提供を受けられません。

**第4条 (提供サービスの内容等)** 1.ANA（本条においてはANAが提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、ANAが書面その他の方法により通知または公表します。 2.ANAマイレージクラブのサービス内容については、ANAが定める「ANAマイレージクラブ会員規約」（URL：https://www.ana.co.jp/amcservice/amcfunc/image/amcentry/kiyaku.html）およびANAが書面その他の方法により通知または公表するサービス内容に従うものとします。 3.会員は、JCB、ANAまたは両社が定める規約およびその付属規定、ならびにサービスの利用等に関する規定（ANAマイレージクラブ会員規約を含みますが、それに限られません。）等がある場合はそれらの規定類に従うものとします。会員がそれらの規約・規定等に違反した場合、または両社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。 4.JCB、ANAまたは両社は、営業上その他の理由により、本特約に定めるサービス（マイル付与に関するサービスおよびANAが提供するサービスを含む。）の終了、または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、JCB、ANAまたは両社は、3ヵ月前までにANAまたはJCBのホームページ等で変更の内容を公表するか、またはJCBプリペイドカード会員規約第13条に定める方法もしくはその他の方法により会員に通知します。ただし、マイル付与に関するサービスの終了または重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに、その内容をJCBのホームページ等で公表するか、またはJCBプリペイドカード会員規約第13条に定める方法等により会員に通知します。なお、両社は、当該公表または通知を行うに際し、サービスの終了または内容の変更を行うに至った理由を説明する義務を負いません。 5.会員は、ANA（ANAのグループ・関係会社を含む。）が提供するサービスを受ける場合、ANA所定の方法により利用するものとします。

**第5条 (マイルの付与条件等)** 1.JCBは、前月16日から当月15日まで（以下「マイル付与対象期間」という。）のマイル付与の対象となるプリペイドショッピングの利用代金の合計（ただし、1,000円未満は切捨てます。）に対し、1,000円（税込）につき5マイルを当月末日（ただし、同日が両社の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、毎年12月29日から翌年1月3日までの日、および両社が別途公表する日）に該当する場合は、翌営業日）までに、会員に付与します。なお、事務処理上の都合により、マイル付与日が遅延する場合があります。 2.前項にかかわらず、マイル付与対象期間内にプリペイドショッピングを利用した場合であっても、加盟店から、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延した場合、原則として、当該プリペイドショッピングの利用代金は、当該プリペイドショッピングの売上確定情報が到達した日が含まれるマイル付与対象期間の利用代金として加算されたうえで、マイル付与が行われます。ただし、売上確定情報の到達の遅延がわずかな日数である場合、前項に基づきマイル付与が行われる場合があります。 3.JCBは、会員のプリペイドショッピングの利用状況等に基づき、第1項に定めるマイル付与に加算して、JCBが別途公表する基準に基づき、付加的なマイル付与を行う場合があります。これを「ボーナスマイル」といいます。 4.JCBプリペイドカード会員規約に定める各種手数料、会費その他の費用、および一部のプリペイドショッピング利用代金（以下総称して「対象外代金」という。）については、マイル付与の対象外となります。対象外代金は、第4条第4項にかかわらず、事前の告知期間を設けず、変更または追加される場合があります。詳細は各ご利用の手引き等（最新の情報はマイページ上の「ご利用の手引き」に記載しております。）をご参照ください。 5.マイル付与の対象となるプリペイドショッピングの利用（以下「マイル付与対象取引」という。）について、取消または解除等があった場合、原則として、当該マイル付与対象取引に対するマイル付与は、JCB所定の方法により取り消されます。また、マイル付与対象取引について、金額の変更があった場合、当該対象取引に対するマイル付与の数量は、当該変更内容に伴って、減算または加算されます。

**第6条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)** 1.会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」という。）は、ANAが会員等の個人情報（次項に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)以下の目的のために個人情報を収集、利用すること。ただし、会員が以下の目的のうちの各種情報の提供について中止を申し出た場合、ANAは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。) ①航空運送サービスにおける予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス ②連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送における予約、航空券販売およびチェックイン、空港ハンドリング ③ANAマイレージクラブにおけるサービスの提供 ④ANAが取り扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理 ⑤上記①～④に付帯・関連するすべての業務 ⑥ANAのサービス・商品等に関するアンケートの実施 ⑦新たなサービス・商品の開発 ⑧各種イベント、キャンペーンの案内・運営・管理および各種情報の提供 ⑨ANAのサービス・商品提供に関する連絡 ⑩ANAグループ会社・提携先企業等が取り扱うサービス・商品、各種イベント、キャンペーンの案内・運営・管理および各種情報の提供 ⑪問い合わせ、依頼等への対応 (2)ANAの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.本条における「個人情報」とは、会員等に関する以下の①～③に列挙する情報をいいます。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、会員等が入会申し込み時および第7条等に基づき届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容 3.会員等は、ANAに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、ANAはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。 4.会員等は、第2項の個人情報を、本特約末尾に記載するANAのグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取り扱い」に準じ、利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。)

**第7条 (届出事項の共有)** 会員が、ANAまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、ANAまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

**第8条 (会員資格の喪失)** 1.会員がJCBプリペイドカード会員規約に基づき本カードを退会し、または本カードの会員資格を喪失した場合、両社と会員との間の本特約にかかる契約関係も消滅し、会員は以後、本特約に基づくサービスの提供を受けられないものとします。 2.会員がANAマイレージクラブ会員規約に基づき、ANAマイレージクラブを退会し、または会員資格を喪失した場合、両社と会員との間の本特約にかかる契約関係も消滅し、会員は以後、本特約に基づくサービスの提供を受けられないものとします。この場合、当該会員がJCBプリペイドカード会員規約に基づき本カードを退会し、または本カードの会員資格を喪失しない限り、当該会員は引き続き、本カードの会員としての地位を有しますが、当該会員は、第3条第1項に定めるいずれかのコースのサービスについても提供を受けることはできません。

**第9条 (特約の改定)** 本特約の改定は、JCBプリペイドカード会員規約（会員規約およびその改定）を準用します。

### <個人情報開示等の請求方法およびお問い合わせ>

ANAに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記宛に郵送により受付をしています。  
ANAマイレージクラブ個人情報取扱い担当行

〒141-8411 東京都ゲートシティ大崎郵便局私書箱20号

**<グループ会社>**

第6条第4項のグループ会社は次のとおりとなります。

・ ANA セールス株式会社各社※

※ANA セールス株式会社・全日空国際旅行社(中国)有限公司・ANA Sales Americas・ANA Sales Europe Ltd.・ANA Sales France S.A.S

・ ANA ホールディングス株式会社

・ 株式会社エアージャパン

・ ANA ウィングス株式会社

・ ANA X株式会社

(TK571900・20200331)